官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣 …… 一
〔褒　賞〕 …… 一
〔皇室事項〕 …… 二
〔官庁報告〕
官庁事項 …… 二
九州地方整備局公示（九州地方整備局） …… 三
法　務 …… 五
公証人任免（法務省） …… 五
〔公　告〕 …… 六
諸事項 …… 六
裁判所 …… 六
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 …… 六
会社その他 …… 八
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第十七条第二項において準用する同規程第十五条第一項に規定する指定調査機関の指定の更新に関する件（総務二五八） …… 八
○円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二五） …… 八
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二六） …… 八
○保安林の指定をする件（農林水産九四八～九五五） …… 八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八二六） …… 八
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同八二七） …… 八
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同八二八） …… 八
○航空路のうち、Ｖ37、Ｖ53及びＶ56を変更する件（同八二九） …… 八
○道路に関する件（近畿地方整備局九六～九八） …… 八
○道路に関する件（北海道開発局五〇） …… 八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

令和八年七月九日

一　指定調査機関の名称　一般財団法人日本データ通信協会
二　指定調査機関の住所　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号
三　調査等及び確認の業務を行う事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号
四　指定調査機関の法人番号　６０１３３０５００１８７０
五　指定調査機関が行う調査等及び確認の範囲　時刻認証業務の認定に関する規程第十二条第一項に規定する調査等及び確認の全部
六　指定の更新の年月日　令和八年六月二十四日

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

法　務

公証人任免（法務省）

令和八年七月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

〔その他告示〕

○総務省告示第二百五十八号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第十七条第二項において準用する同規程第十五条第一項の規定に基づき、次の指定調査機関の指定を更新したので、同規程第十七条第二項において準用する同規程第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月九日

総務大臣　林　芳正

○外務省告示第二百二十五号

令和八年六月三日にカトマンズで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

令和八年七月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とネパール政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十七億円（五、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ナグドゥンガ・トンネル建設計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ネパール政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、ネパール政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・九五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・五五パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ネパールの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ネパール政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してネパールにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためネパールへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　ネパール政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してネパールにおいて課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　ネパール政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入に関してネパールにおいて課される全ての付加価値税を負担する。前記の付加価値税が日本国の会社に対して課される場合には、ネパール政府は、これを遅滞なく当該日本国の会社に還付する。

8　ネパール政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びネパールの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びネパール政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月三日にカトマンズで

ネパール駐在
日本国特命全権大使　前田徹

ネパール財務省次官
ガンシャム・ウパディヤ殿

（ネパール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ネパール政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月三日にカトマンズで

ネパール財務省次官
ガンシャム・ウパディヤ

ネパール駐在
日本国特命全権大使　前田徹閣下

○外務省告示第二百二十六号

令和八年六月十日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年七月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六十七億五千七百万円（三六、七五七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から5欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する各借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　付表の1欄の2として掲げる事業計画に関する借款は、当該事業計画に基づきウズベキスタン共和国政府が指定金融機関を通じて最終借入人に対して将来行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款は、ウズベキスタン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ウズベキスタン共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

6　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備（車両を含む。）の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してウズベキスタン共和国において課される全ての付加価値税

9　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

10　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　平田健治

ウズベキスタン共和国
副首相兼経済・財務大臣
クチカーロフ・ジャムシッド・アンヴァロヴィッチ閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（年間の利子率）		償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
1　公共施設における省エネルギー推進計画	二百十七億八千八百万円（二、一七八、〇〇〇、〇〇〇円）	二・四パーセント	コンサルタントに対する支払部分	七年の据置期間の後十八年	八年
			○・八パーセント		
2　産業分野における省エネルギー推進計画	百四十九億六千九百万円（一、四九六、〇〇〇、〇〇〇円）	二・四パーセント	コンサルタントに対する支払部分	七年の据置期間の後十八年	六年
			○・八パーセント		

総額　三百六十七億五千七百万円（三六、七五七、〇〇〇、〇〇〇円）

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国
副首相兼経済・財務大臣
クチカーロフ・ジャムシッド・アンヴァロヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　平田健治閣下

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村南山七三の二、七七の一から七七の四まで、七七の七、八〇の二、八一の一から八一の五まで、八二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡小海町大字千代里字三山窪二〇八三の二四二、字上大谷地二一〇〇の五九、二一〇〇の六五、二一〇〇の六六、二一〇〇の六八から二一〇〇の七〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字平志く一四八七六の一、一四八七六の二、一四八七六の三、一四八七六のホ、一四八七六のト、一四八七六のリ、一四八七六のヌ、一四八七六のル、一四八七六のヲ、一四八七六のヨ、一四八七七の一、一四八七七の二、一四八七七の三、一四八七七のイ、字曲尾一七三九二、一七三九四から一七三九六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字藪原一三七〇の一、一三七〇の三・一三七〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字藪原一三七〇の一・一三七〇の三・一三七〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字あしで一三八〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字岡田町字向山六三七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県佐久市小宮山字伴野城根五九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字立岩原一六から一八まで、一九の二、一九の三、字崩口四六の八、五二の一から五二の七まで、五二の一三から五二の一六まで、五三の一、五四の一、五四の二、字下小寺尾六〇の七、六〇の八、六二の一、六八の一、六八の五、六八の六、七一の一、七一の四、七一の七、七四の一、七七の一、七七の八、七九の一、八四の一、八四の二、八八の一、八八の二、九三の一、九三の二、一〇三の一、一〇三の二、一一〇の一、一一〇の二、一一三の一、一一三の一、一一三の一から一一三の四まで、一一三の六、一一三の七、一一三の一一から一一三の一六まで、一一三の二五、一一三の五六から一一三の六〇まで、一一三の九八、一一三の一〇七、武石下本入字松林口七〇一の二、七〇二の一一、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字立岩原一六から一八まで、一九の二、一九の三、字崩口四六の八、五二の一から五二の七まで、五二の一三から五二の一六まで、五三の一、五四の一、五四の二、字下小寺尾六〇の七、六〇の八、六二の一、六八の一、六八の五、六八の六、七一の一、七一の四、七一の七、七四の一、七七の一、七七の八、七九の一、八四の一、八四の二、八八の一、八八の二、九三の一、九三の二、一〇三の一、一〇三の二、一一〇の一、一一〇の二、一一三の一、一一三の一、一一三の一から一一三の四まで、一一三の六、一一三の七、一一三の一一から一一三の一六まで、一一三の二五、一一三の五六から一一三の六〇まで、一一三の九八、一一三の一〇七、武石下本入字松林口七〇一の二、七〇二の一一、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二反田川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字野尻の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°39′37.9803″	137°39′03.3973″
2	35°39′40.5022″	137°39′05.9356″
3	35°39′42.2207″	137°39′09.1991″
4	35°39′41.9205″	137°39′09.6858″
5	35°39′42.2810″	137°39′11.5943″
6	35°39′41.1045″	137°39′12.0569″
7	35°39′40.5745″	137°39′09.6438″
8	35°39′38.5015″	137°39′06.7473″
9	35°39′37.1620″	137°39′06.7633″
10	35°39′36.2960″	137°39′04.0170″

○国土交通省告示第八百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人まなびの研究所から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県西宮市枝川町五番一五号八百三号室
変更後	千葉県千葉市若葉区若松町４８９―１　Ｐａｒｋ　Ｖｉｌｌａ　Ｈ棟

二　変更する年月日　令和八年五月一日

○国土交通省告示第八百二十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人まなびの研究所から住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県西宮市枝川町五番一五号八百三号室
変更後	千葉県千葉市若葉区若松町４８９―１　Ｐａｒｋ　Ｖｉｌｌａ　Ｈ棟

二　変更する年月日　令和八年五月一日

○国土交通省告示第八百二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第一項の規定に基づき指定した航空路のうち、Ｖ37、Ｖ53及びＶ56の位置及び範囲を次のように変更し、令和八年八月六日から適用する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	空域の位置及び範囲
Ｖ37	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　串本ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ33°27′Ｅ135°48′）
	ロ　Ｎ33°31′Ｅ134°23′の地点
	ハ　高知ＶＯＲ（Ｎ33°33′Ｅ133°40′）
Ｖ53	2　串本ＶＯＲＴＡＣから真方位278°24′及び268°24′の方向へのびる直線並びに高知ＶＯＲから真方位83°50′及び103°28′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） 次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　香川ＶＯＲ（Ｎ34°13′Ｅ134°01′） ロ　Ｎ33°49′Ｅ133°49′の地点 ハ　高知ＶＯＲ ニ　Ｎ33°20′Ｅ133°30′の地点 ホ　清水ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ32°45′Ｅ133°00′）
Ｖ56	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　Ｎ34°05′Ｅ132°09′の地点 ロ　松山ＶＯＲ（Ｎ33°50′Ｅ132°42′） ハ　Ｎ33°41′Ｅ133°13′の地点 ニ　高知ＶＯＲ

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
朝来市山東町矢名瀬町字犬ノ馬場四九番から同市山東町矢名瀬町字下町四二二番一まで	前	一〇・〇二～一五・一五メートル
	後	一一・五一～一五・五〇キロメートル　〇・一六三　〇・一六三

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

供用開始の区間	図面縦覧場所
九号　朝来市山東町矢名瀬町字犬ノ馬場四九番から同市山東町矢名瀬町字下町四二二番一まで	近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月九日

○近畿地方整備局告示第九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
大和郡山市大江町一五四番一から同市大江町一〇二番一まで	敷地の幅員	二九・一八～五〇・一〇メートル
	延長	〇〇・一一二キロメートル
	敷地の幅員	三六・四一～四四・八二メートル
	延長	〇〇・一一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
札幌市東区北三十四条東二十六丁目一〇一番二から同市東区北三十四条東二十六丁目七番五まで	前	四九・九九～六〇・三〇メートル
		〇〇・〇六六キロメートル
	後	四九・九六～四九・九九メートル
		〇〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

国会事項

衆議院

答弁書受領

七月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭提出看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月七日内閣から次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」

又同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟から、次の報告書を受領した。

個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和七年度個人情報保護委員会年次報告書

報告書受領

七月七日内閣から次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」

又同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟から、次の報告書を受領した。

個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和七年度個人情報保護委員会年次報告書

参議院

議事日程

七月八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

令和八年七月八日（水曜日）

午前十時開議

第一　令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

第二　令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三　令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

七月七日議員から次の議案が提出された。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小西洋之外三名発議）（参第一四号）

議案付託

七月七日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江外四名発議）（参第一一号）

農林水産委員会に付託

また、同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）

内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

質問主意書提出

七月七日議員から次の質問主意書が提出された。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六七号）

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六八号）

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書（打越さく良提出）（第六九号）

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七〇号）

報告書提出

七月七日委員長から次の報告書を提出した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）審査報告書

報告書受領

七月七日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和七年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○防衛大臣臨時代理

同　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上七月六日）

（財務省大臣官房付）財務事務官　梅村　元史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する

内閣官房副長官補付に併任する（七月七日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

橋口　次男　梁川　哲
安達　史郎　小高　芳宗
山口　哲央　今井英次郎
松浦　敏雄　佐藤　勝
石渡　明　井阪　京子　吉本　大起
竹田　妙子　星野　宏彰　西尾由紀子
朝尾　浩康　原田　昭　中田　荷葉
茂木　國豊　畑　伊佐子　大原　睦子
加地ゆみ子　末武　勉　早矢仕朋英
平野　和子　占部　智　遠山冨美子

松山佳代子　安井季久央　島原　俊英
小見山祐一　堤　俊　森　重子
野口　隆史　野口奈奈子　小平　和仙
杉本　淳　小野寺昭司　大浅田　豊
濱田　康嗣　佐々木吉一　石川　隆将

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

中華人民共和国人　王　柏年

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

橋本克太郎　橋本　捷子　矢野　正義
茹　崇一　井手　康人　小林美恵子
松永　和子　依田　宏美

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

杉村　克治　瀧澤　潤　雨宮　秀行
木村　唯人　碓井　達彌　吉田浩一郎
山岸広太郎　井上　篤博　宮嶋　芳春
大村　高　石川　良興　加藤　元
中嶋　洋　伊藤　澄夫　谷川政一郎
中島　敏夫　平田　昭子　野入　伸治
松浦　勝人

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

上野　昌也　土子　正良

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

松永　道幸　福嶋　康博　高見澤和夫
松澤　正午　齊藤総一郎　伊藤　二作
大久保和正

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

鈴木　孝行

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

新陽ビル株式会社
株式会社名岐不動産
株式会社壱番屋
舛宝海運有限会社
株式会社ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
京都合成化学株式会社
株式会社ノースヒルズ
飛鳥管理株式会社
株式会社ビームス
ウエルシアホールディングス株式会社
株式会社宝建材
株式会社山田養蜂場本社
株式会社プリマベーラ
株式会社林寺メディノール
医療法人宝樹会
リブナビ株式会社
株式会社ブレイブ
宗教法人千代保稲荷神社
合同会社ユー・エス・ジェイ
株式会社ＦＪアドバンス
株式会社フジヒサＦＪ
冨士機材株式会社
株式会社三好鉄工所
株式会社このめミュージック
レイコージャパン株式会社
レック株式会社
株式会社コスモビューティー
Ｔｒｅｅ&Ｗｉｎｄ株式会社
株式会社アミノアップ
株式会社ミゾタ
株式会社三好冷暖房
株式会社中村機械
株式会社アカツキ
株式会社ミヤザキ
株式会社ヒライホールディングス
カソク株式会社
株式会社キューアス
ユアサエムアンドビー株式会社
Ｔａｋｅ　Ｎｉｎａｇａｗａ合同会社
コスモバンク株式会社
株式会社佐野塗工店
楽天証券株式会社
株式会社島津製作所
栗原工業株式会社
医療法人二昌会
株式会社ジェイテックコーポレーション
株式会社メルコグループ
株式会社廣建
株式会社えがお
小野建株式会社
株式会社Ｍｉｚｋａｎ
ダイワボウ情報システム株式会社
株式会社会津電気工事
ミカタ税理士法人
株式会社廣澤精機製作所
株式会社辻本組
小野薬品工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社阪神マテリアル
株式会社ＣＭＣ総合研究所

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

株式会社サードウェーブ

褒章条例第二条により褒状五枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故河村錠一郎遺族　河村　双葉

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故近藤靖子遺族　近藤　悦子
故大川敦子遺族　大川　恒一

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月六日午前十時八分御出門、第八十二回日本芸術院授賞式に御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸、同十一時四十一分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　区域
宇佐市大字岩崎字小柳五二四番二から同市大字岩崎字高町二六二番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　備考
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和八年七月十日
(七) 図面縦覧場所
九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十号及び二百十三号
㈢	占用を制限する区域	宇佐市大字岩崎字北堤三四一番一から同市大字岩崎字椿二七七番三まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
㈦	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十号及び五十七号
㈢	占用を制限する区域	大分市大字旦野原字山ノ口一〇三八番一から同市大字旦野原字連田九三五番九まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
㈦	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

法務

公証人任免

札幌法務局所属公証人羽澤勝夫は願により公証人を免ぜられた。

佐々木賢は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人羽澤勝夫の後任を命ぜられた。

旭川地方法務局所属公証人千葉和信は願により公証人を免ぜられた。

羽澤政明は公証人に任命され、旭川地方法務局所属公証人千葉和信の後任を命ぜられた。

盛岡地方法務局所属公証人芳見孝行は願により公証人を免ぜられた。

小松淳也は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人芳見孝行の後任を命ぜられた。

前橋地方法務局所属公証人堀内**龍**也は願により公証人を免ぜられた。

鍛冶宗宏は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人堀内**龍**也の後任を命ぜられた。

富山地方法務局所属公証人神田滋は願により公証人を免ぜられた。

池田仁は公証人に任命され、富山地方法務局所属公証人神田滋の後任を命ぜられた。

岐阜地方法務局所属公証人泉代洋一は願により公証人を免ぜられた。

鳥丸忠彦は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人泉代洋一の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人関谷政俊は願により公証人を免ぜられた。

田中和明は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人関谷政俊の後任を命ぜられた。

奈良地方法務局所属公証人大竹**聖**一は願により公証人を免ぜられた。

坂佳恭は公証人に任命され、奈良地方法務局所属公証人大竹**聖**一の後任を命ぜられた。

和歌山地方法務局所属公証人山岡徳光は願により公証人を免ぜられた。

三木秀樹は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人山岡徳光の後任を命ぜられた。

広島法務局所属公証人秦愼也は願により公証人を免ぜられた。

石川亮は公証人に任命され、広島法務局所属公証人秦愼也の後任を命ぜられた。

松江地方法務局所属公証人瀧村剛は願により公証人を免ぜられた。

山口正広は公証人に任命され、松江地方法務局所属公証人瀧村剛の後任を命ぜられた。

高知地方法務局所属公証人竹中章は願により公証人を免ぜられた。

福岡法務局所属公証人宮城直之は願により公証人を免ぜられた。

中嶋武彦は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人宮城直之の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００４号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ＳＧ商会
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００５号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社プランナー商事
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００６号
群馬県前橋市駒形町１８１番地１
清算株式会社　株式会社ラッキースマイル
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００７号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ニコニコカンパニー
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００８号
群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社タケウチ
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２号
奈良県高市郡明日香村大字岡１１５３番地
清算株式会社　株式会社平山電機興業
代表清算人　平　山　茂　樹
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

令和８年（ヒ）第１００２号
盛岡市東安庭三丁目２番２３号キートス８８・１０２号
清算株式会社　丸幸商事株式会社
代表清算人　中村　克司
１　決定年月日　令和８年６月１６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所第２民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号

千葉県四街道市千代田４丁目５番３号
清算株式会社　株式会社ＰｒｏＥＤＧＥ
１　決定年月日　令和８年６月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００５号

東京都千代田区神田淡路町１丁目19番地　白須ビル１Ｆ
清算株式会社　株式会社大江戸商事
代表清算人　高澤　俊幸
１　決定年月日　令和８年６月25日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　各協定債権者は、協定の認可決定確定時に、清算株式会社に対し、協定債権全額について、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号

堺市中区伏尾2933番地１
清算株式会社　株式会社ウォーク
代表清算人　川嶋進
１　決定年月日　令和８年６月25日
２　主文　本件協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、協定債権者カワセ産業株式会社（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは清算株式会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った債務の免除は、新たに弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所堺支部

監督命令取消

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和八年七月九日
札幌市南区南沢六条四丁目九番二五号
（甲）合同会社アクセスラボ
代表社員　井上　　勝
札幌市南区南沢六条四丁目九番二五号
（乙）合同会社アクセスジャパン
代表社員　井上　　勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十九頁（号外第二六二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二二三頁（号外第一四三号）
令和八年七月九日
岐阜県岐阜市薮田南一丁目七番二二号
（甲）株式会社現代綜合企画
代表取締役　福田　　哲
岐阜県岐阜市薮田南一丁目七番二二号
（乙）株式会社ＡＬＭＥＧＡ
代表取締役　福田　　哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
なお、甲は令和八年八月一日付で商号を山陽プロパティリンク株式会社に変更する予定です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十六日
掲載頁　六十九頁（号外第一一六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十二日
掲載頁　七十八頁（号外第一一四号）
令和八年七月九日
兵庫県明石市東仲ノ町四番二三号
（甲）山電不動産株式会社
代表取締役　福井　秀樹
兵庫県神戸市垂水区多聞町字小東山八六八番地ノ一二
（乙）山陽レジャーサービス株式会社
代表取締役　上門　一裕

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の総社員の同意は令和八年六月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.forestg.jp/ir/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第一三四号）

令和八年七月九日

大分市西大道二丁目三番八号

（甲）株式会社アステム

代表取締役　吉村　次生

東京都中央区日本橋人形町二丁目一三―九

ＦＯＲＥＣＡＳＴ人形町ビル

（乙）株式会社ブリッジ

代表取締役　松﨑　績

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の貸会議室等運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月二十四日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　七十四頁（号外第一一四号）

令和八年七月九日

愛知県名古屋市東区葵三丁目七番一四号

（甲）株式会社葵の家

代表取締役　塩田　智子

愛知県名古屋市東区葵三丁目七番一四号

（乙）株式会社アイ．エム．ワイ

代表取締役　塩田　智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ　ＬＩＦＥ合同会社

代表社員　柳本慶次郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

名古屋市北区福徳町三丁目一〇番地の一

合同会社こととこの家

代表社員　家田　幸典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

三重県津市観音寺町四四六番地四三

合同会社Ｈ２Ｏエステート

代表社員　大神　直高

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

大阪府大阪市生野区**巽**北三丁目一二番三二号

合同会社ＲＩＨＩＡ

代表社員　神田　大植

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

兵庫県姫路市余部区下余部五八九番地

合同会社プラス

代表社員　花房眞智子

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月九日

島根県出雲市乙立町四三八番地内第一

見田原生産森林組合

理事　今岡　光政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

岡山県岡山市北区柳町一丁目四―八ヒカリホールディングスビル二〇一号室

合同会社ＳＯＲＡＮＩＫＥ

代表社員　弘　晃輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＬＭＩＧＨＴＹ　ＳＱＵＡＲＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

広島市西区己斐上三丁目七番一二号

Ｂａｌａｎｃｅ　ＬＬＣ合同会社

代表社員　池　拓朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百七十八万七千二百五円減少しその全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/237240/announces

令和八年七月九日

青森市青葉三丁目一番地八

株式会社ＥＸｏｎｅ

代表取締役　中村　剣太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五千五百万円減少し、九千万円とすることにいたしました。減少した資本金は、全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月九日

東京都港区南青山一丁目二四番一号

株式会社モンゴル医療協力機構

代表取締役　實藤　和浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千三百五十五万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月九日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート九階

株式会社ＫＮＤ５

代表取締役　塩澤　俊一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月九日

東京都武蔵村山市岸一丁目二番地三

株式会社ＭＢ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　百引　徹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百万円、資本準備金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月九日

東京都大田区下丸子四丁目二六番二―四〇六号

有限会社ＪＯＭＯＮ１２Ｋ

代表取締役　伊藤　圭助

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月九日

横浜市神奈川区二ツ谷町六番地三

株式会社永島商店

代表取締役　永島　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月九日

横浜市金沢区福浦二丁目七番二一号

株式会社中込製作所

代表取締役　長田　洋一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月九日

愛知県豊川市南大通四丁目三一番地

豊橋流通倉庫株式会社

代表取締役　星野　英次

株式交換につき株券等提出公告

当社は、タイヨー興産株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月十日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月九日

佐賀県鳥栖市田代大官町四〇八番地

久光製薬株式会社

代表取締役社長　中冨　一榮

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアミタバ・ゴッシュが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月九日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー二〇階

ＡｉｏｎＯＳ　Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者　アミタバ・ゴッシュ

株式売渡請求につき株券等提出公告及び定款変更につき通知公告

当社の特別支配株主である株式会社ＴＡＫＥＬホールディングスより株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月十二日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、令和八年八月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。なお、同日をもって株券は無効となります。

令和八年七月九日

奈良県桜井市大字初瀬一五九二番地の一

株式会社藤井組

代表取締役　藤井　剛士

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十七億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　五十六頁（号外第二三八号）

令和八年七月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＡＡＪ　Ｋ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

令和八年七月六日掲載の組織変更公告中、効力発生日の「令和八年八月七日」を「令和八年八月十二日」に変更しましたので訂正します。

令和八年七月九日

福井県坂井市丸岡町高瀬二字一〇番一

ＮＴホールディングス合同会社

代表社員　冨山　幹雄

正　誤

令和四年三月三十一日（号外第七十号）公布経済産業省令第二十五号（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五三九ページ改正後欄及び改正前欄中別表（第二条関係）はすべて縦書きとする。

令和七年一月三十一日（号外第十九号）公布経済産業省令第三号（電気事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一七ページ改正後欄及び改正前欄中別表（第二条関係）はすべて縦書きとする。

二四ページ改正後欄及び改正前欄中第三条表は縦書きとする。

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布経済産業省令第二十一号（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二七七ページ改正後欄及び改正前欄中第二条表は縦書きとする。